

庄内空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定書

山形県知事齋藤弘（以下「甲」という。）と 三川町長阿部誠（以下「乙」という。）は、庄内空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消防救難活動について次のように協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲及び乙が緊密な協力のもとに一貫した消防救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分及び出動）

第2条 空港における緊急事態の消防救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消防救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び緊急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（消防救難活動の指揮）

第4条 空港における緊急事態の消防救難活動については、空港所在地を管轄する消防機関がその指揮にあたる。ただし、乙の消防隊等が現場に到着するまでの間、庄内空港事務所長がその指揮にあたるものとする。

（費用の分担）

第5条 消防救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に関する協力）

第6条 甲及び乙が消防救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第7条 甲又は乙が単独で消防救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消防救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消防救難活動に必要な資料を交換するものとする。

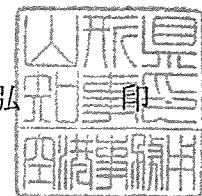
(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年 4月 1日

甲 山形県知事 齋 藤 弘



乙 三川町長 阿 部 誠

